

10月は「里親月間」です

家族と離れて暮らす子どものために「里親」を募集しています



国では、毎年10月を「里親月間」と位置づけ、里親制度の広報啓発を実施しています。

現在、日本には様々な事情で家族と離れて暮らす子どもが約4万2千人いると言われていますが、そのうち里親家庭で暮らしている子どもは約2割です。

●「里親」ってどんな制度？

Q 家族と暮らすことができない要保護児童はどこで生活しているの？

A 乳児院や児童養護施設、里親家庭などで生活していますが、家庭的な環境を提供することができる里親家庭で生活する子どもを増やしていく必要があります。

Q どうして里親家庭が必要なの？

A 子どもには成長の過程で、信頼できる特定の大人との間で愛着関係を築くことが必要だからです。

Q 養子とはどう違うの？

A 法律上も自分の子どもとして迎え入れる養子とは違い、里親は一定期間自分の家庭で子どもを養育する制度で、次の4つの種類があります。

- ①養育里親・・・一定期間、子どもを養育する里親
- ②専門里親・・・虐待等により、特に支援を必要とする子どもを養育する里親
- ③親族里親・・・父母の死亡等により父母に代わって親族が子どもを養育する里親
- ④養子縁組里親・養子縁組を希望する里親

Q 一定期間ってどのくらいの期間？

A 子どもの状況により様々です。成人して自立するまでの期間のときもあれば、子どもが家庭に戻るまでの期間のときもあります。

Q 経済的に余裕のある人じゃないと里親になれないの？

A 生活に困窮していないなどの要件があります。なお、里親として子どもを養育することに対する手当や生活費、教育費など養育に必要な費用が支給されます。

Q 里親に興味がある、里親になってみたい。どこに話を聞きに行けばいいの？

A 会津児童相談所が窓口になります(保健福祉課から児童相談所に連絡することも可能です)。

☎保健福祉課 社会福祉係 ☎(62)2115

【里親入門講座】

会津児童相談所では、入門講座を開催します。保護者から離れて育つ子どもたちの現状についての講義や里親自身の体験談発表等を行います。

●日時 10月24日(火) 午前10時～午前11時30分

●会場 会津若松市北会津支所 ピカリンホール
(会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11)

●申込方法

会津児童相談所に電話かファックス、メールで申し込んでください。

※いずれも氏名、住所、連絡先(電話番号)を明記

●申込期限 10月17日(火)

☎会津児童相談所 ☎(23)1400 FAX(23)1404

E-mail:aidu.jisou@pref.fukushima.lg.jp

(受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分)

- 出演 あいづ安心ネット劇団
- 【第2部】講演
- 「知って安心！成年後見制度」
- 講師 あいづ安心ネット会員
- ▼定員
- ①昭和村会場150人
- ②会津若松市会場200人
- ※どちらの会場も申込先着順

- ▼申込締切
- 11月10日(金)
- 午後1時30分～午後3時
- ▼会場
- 町役場3階 第4委員会室
- ▼申込締切 11月8日(水)
- ※予約制です。
- ▼申し込み・問い合わせ先
- 保健福祉課 高齢者福祉係
- ☎(62)2115

- ▼日時
- ①11月19日(日)
- ②11月24日(金)
- 午後1時30分～午後3時30分
- ▼会場
- ①昭和村公民館
- (大沼郡昭和村下中津川住吉415)
- ②会津若松市文化センター
- (会津若松市城東町14-52)
- ▼プログラム
- 【第1部】成年後見創作劇
- 「それでも私はこの町で生きていく」

- ▼申込締切
- ①11月16日(木)
- ②11月21日(火)
- ▼申し込み・問い合わせ先
- 保健福祉課 高齢者福祉係
- ☎(62)2115
- 会津権利擁護・成年後見センター
- ☎(23)7258
- ▼主催
- 猪苗代町、会津権利擁護・成年後見センター
- ▼日時
- 11月10日(金)
- 午後1時30分～午後3時
- ▼会場
- 町役場3階 第4委員会室
- ▼申込締切 11月8日(水)
- ※予約制です。
- ▼申し込み・問い合わせ先
- 保健福祉課 高齢者福祉係
- ☎(62)2115

成年後見制度への理解を深めましょう

劇で楽しく学ぶ

会津権利擁護・成年後見センターでは、認知症などにより判断能力が低下した場合に利用できる「成年後見制度」について、理解を深めるための講座を次のとおり開催します。お気軽にご参加ください。

無料相談会

高齢者や障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくための相談会を次のとおり開催します。法律の専門家や福祉の専門家が相談を受け付けます。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

インフルエンザ予防接種助成

◆町インフルエンザ予防接種助成の概要

対象者	町内に住民登録をしている人で、助成区分に該当する人
実施期間	10月1日から令和6年1月31日まで
接種回数	13歳未満…2回(1回目接種時年齢)
	13歳以上…1回(※医師の判断により2回接種になる場合があります。ただし、助成の対象になるのは1回のみです)
接種に必要なもの	①住所・氏名・年齢を確認できるもの(免許証や健康保険証、母子健康手帳など) ②自己負担金 ③インフルエンザワクチン助成事業対象者証明書(生活保護受給者のみ)

10月1日から、町内の医療機関でインフルエンザの予防接種が始まりました。

インフルエンザの予防と、かかってしまった時の重症化を防ぐためにワクチンの接種が効果的です。接種を希望する助成対象者は、このページの概要をよく読んでから医療機関でワクチンの接種を受けましょう。

◆助成対象者と助成限度額

助成対象者の区分	1回目			2回目			
	接種費用	助成限度額	自己負担額	接種費用	助成限度額	自己負担額	
一般	病院単価による	2,519円	病院単価と助成の差額	病院単価による	2,519円	病院単価と助成の差額	
							1歳以上の幼児、小学生 13歳未満の中学生
				13歳以上の中学生 高校生等※1 妊婦			
高齢者	5,038円	2,519円	2,519円 ※医療機関により異なる場合があります	生活保護受給世帯のうち、 1歳～高校生等と妊婦	0円	1歳～13歳未満(1回目接種時)の場合 2回目接種も全額助成	
							○65歳以上
							○60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸機能障害またはヒト免疫不全症による身体障害者1級の人
							生活保護受給者
施設入居者	3,454円	1,727円	1,727円				
生活保護者で施設入居者	3,454円	3,454円	0円				

※1「高校生等」とは「18歳の誕生日以後、最初の3月31日を迎えるまでの人」とします。

◆町内で助成が受けられる医療機関

医療機関名	電話番号
浅見クリニック	63-2200
小川医院	62-2132
かねこ内科・外科クリニック	72-0660
町立猪苗代病院(高齢者のみ)	62-2350
矢吹医院	62-2169
マリアクリニック	66-2700

※町内の介護老人福祉施設(いなわしろホーム、咲楽の里)、介護老人保健施設(ケアテル猪苗代、多生苑猪苗代)で接種を受けられる人は、施設入所者に限ります。

◆接種にあたっての注意事項

- ①ワクチンを準備する都合上、事前に医療機関などに電話で確認してください。
- ②当日の体調や持病により、予防接種を受けられない場合があります。医師の判断に従ってください。

◆町外医療機関・施設で接種を受ける場合

- ①高齢者の区分に該当する人は、県広域予防接種を実施している医療機関・施設であれば自己負担額だけで接種ができます。
- ②1歳から18歳までの子どもと妊婦で、町外医療機関で接種を希望する人は、医療機関でいったん全額自己負担してください。後で町に申請することで助成が受けられます。

○申請手続き

下記の書類を持参の上、保健福祉課で手続きをしてください。

○持参書類

領収書、接種済証、銀行またはJAの通帳と印鑑
※生活保護受給者は、「インフルエンザワクチン予防接種助成事業対象者証明書」が必要になります。

【問い合わせ先】

保健福祉課 健康づくり係 ☎(62)2115